

契約上の注意事項 (下記事項につきましては抜粋のため詳細は契約書等をご参照下さい。)

1. 実測面積

- (1) 本物件の売買は実測面積によるものとします。
- (2) 建物については、壁芯計算によるものとし、登記面積(内法計算)とは差異が生ずることを了承していただきます。

2. 共有持分などの処分制限

- (1) 次の場合には東急不動産㈱の事前の書面による承諾が必要です。
  - イ. 共有持分の上に抵当権などの担保権、その他用益権を設定する場合。
  - ロ. 第三者への譲渡の場合。
- (2) 禁止事項
  - イ. 敷地、建物の共有持分の分割請求、分離譲渡、貸与。
  - ロ. 1口未満の分割請求、分離譲渡、貸与。
  - ハ. 共有持分と施設利用権の分割請求、分離譲渡、貸与。
  - ニ. 専有部分と共用部分の分割請求、分離譲渡、貸与。

3. 譲渡及び相続

- (1) 譲渡の場合、東急不動産㈱の書面による承諾が事前に必要ですが、相続の場合は相続人が決定した場合に(1口について1名を原則とする。複数の場合は代表者1名を利用者とする。)必要書類を添え、書面で連絡していただきます。
- (2) 譲渡の場合は譲渡人に、相続の場合は相続人または代表者に名義書換料を支払っていただきます。
- (3) 名義書換料は51,500円。但し、平成2年12月31日までの金額とし以後は東急不動産㈱の定める金額によるものとします。

4. 買取保証と買取

- (1) 会員は開業後4年目から10年目まで本物件の共有持分権の買取を請求することができます。
- (2) 会員がクラブ規約に違背し、改善勧告に応じない場合や提携ローンを滞納し催告に応じない場合、相続人がその中から1年以内に代表者を選任できない場合には東急不動産㈱はその共有持分権を買取することができるものといたします。
- (3) 買取金額については東急不動産㈱の定める方法により算出した金額といたします。
- (4) 買取による共有持分移転登記申請義務と登記費用、諸手数料等を負担していただきます。

5. 団地内施設規約の遵守

- (1) 東急リゾートタウン浜名湖団地全体において、東急不動産㈱の定めた各種規約を遵守していただきます。

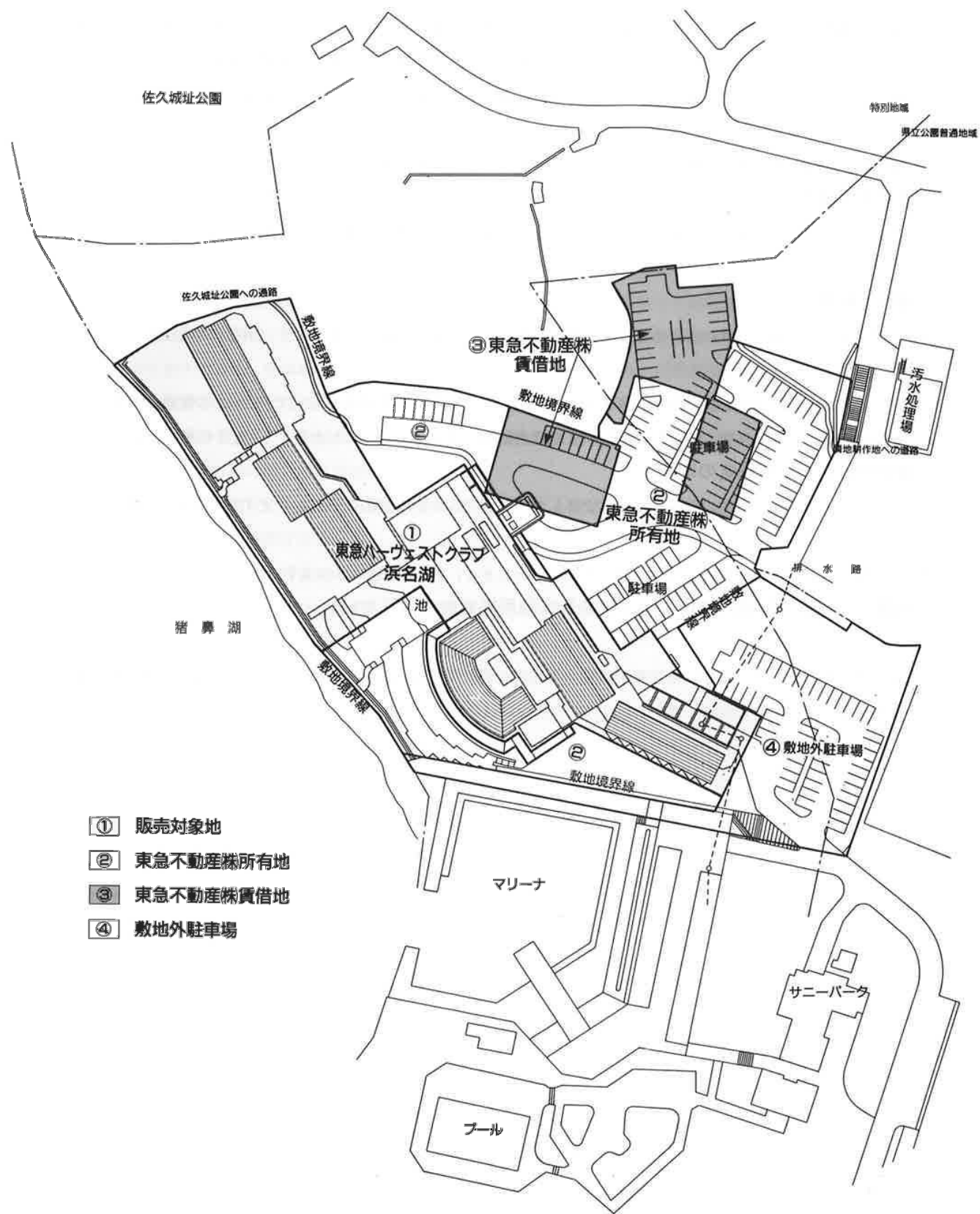
6. 容認事項

次の事項について容認し、以後もこれにつき異議を申し立て若しくは金銭の要求をしないものとしていただきます。

- (1) ~~本件建物の建築確認における敷地(17,012.80㎡)は別添図面に示す通り、本件土地に隣接する東急不動産㈱の所有地(別添図面の②6,081.78㎡)及び東急不動産㈱の賃借地(別添図面の①1,001.80㎡)(以下、これを東急不動産㈱の所有地及び東急不動産㈱の賃借地、合計7,082.78㎡を単に東急不動産㈱の所有地等と称する。)及び本件土地(別添図面の①6,890.00㎡)(以下、東急不動産㈱の所有地等及び本件土地、合計14,822.78㎡を総~~



「東急ハーヴェストクラブ浜名湖」敷地概略図



- ① 販売対象地
- ② 東急不動産株所有地
- ③ 東急不動産株賃借地
- ④ 敷地外駐車場